割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「適格分割型分割又は適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第九項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十項第一号中「又は適格分割型分割」及び「又は分割法人」を削り、「適格合併等前連結事業年度等」を「適格合併前連結事業年度等」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等　当該適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「適格分社型分割等前連結事業年度等」を「適格分割等前連結事業年度等」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に改める。

第三十九条の百二十六第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十九条第一項及び第二項並びに第六十二条第二項」を「第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十二条の五第二項及び第五項」に、「同法第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十二条の五第二項」に改め、同条第二項第二号イ中「同号リ」の下に「及びル」を加え、同号ロ中「第九条第一項第一号イからニまで、ヘ及びト」に、「同号チ」を「同号リ及びル」に改め、同条第三項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第二号中「又は適格分割型分割」を削り、「又は分割法人の適格合併等前連結事業年度等」を「の適格合併前連結事業年度等」に改め、同項第三号中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「適格分割型分割又は適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第七項中「事後設立法人（」を「現物分配法人（」に改め、同項第一号中「又は適格分割型分割」及び「又は分割法人」を削り、「適格合併等前連結事業年度等」を「適格合併前連結事業年度等」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等　当該適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「適格分社型分割等前連結事業年度等」を「適格分割等前連結事業年度等」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に改める。

第三十九条の百二十九及び第三十九条の百三十を次のように改める。

（連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例）

第三十九条の百二十九　法第六十八条の百十第二項に規定する政令で定めるものは、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受ける法第六十八条の三の二第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額（当該外国子会社に係る法第六十八条の九十二第四項に規定する特定個別課税対象金額若しくは同条第十一項に規定する間接特定個別課税対象金額若しくは同条第十項に規定する特定個別課税対象金額に達するまでの金額に限る。）とする。

（連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）

第三十九条の百三十　法第六十八条の百十一第二項に規定する政令で定めるものは、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受ける法第六十八条の三の三第十項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額（当該外国子会社に係る法第六十八条の九十二第四項に規定する特定個別課税対象金額若しくは同条第十一項に規定する間接特定個別課税対象金額若しくは同条第十項に規定する特定個別課税対象金額に達するまでの金額に限る。）とする。

第四十条の二第二項中「（当該被相続人等の居住の用に供されていた部分が同条第三項第二号に掲げる特定居住用宅地等に該当する場合において、当該居住の用に供されていた部分が一棟の建物に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人等の同条第一項に規定する事業の用及び居住の用以外の用に供されていた部分を含む。）」を削り、同条第三項中「含む。第十二項」を「含む。以下この条」に、「取得した法第六十九条の四第一項」を「取得した同項」に、「及び第十二項」を「及び第十四項」に、「同条第一項」を「法第六十九条の四第一項」に、「限る。第十二項」を「限る。第十四項」に改め、同条第四項中「第六十九条の四第三項第一号」の下に「及び第四号」を加え、同条第五項中「宅地等は」を「部分は」に、「宅地等で」を「宅地等のうち」に、「もの（当該宅地等のうちに当該要件に該当する部分以外の部分があるときは、当該宅地等のうち当該要件に該当する部分の宅地等」を「部分（同号イ又はロに掲げる要件に該当する同号に規定する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　法第六十九条の四第三項第二号に規定する政令で定める宅地等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める宅地等とする。

一　被相続人の居住の用に供されていた宅地等が二以上ある場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等

二　被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等が二以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等（当該親族が二人以上ある場合には、当該親族ごとにそれぞれ主としてその居住の用に供していた一の宅地等。同号において同じ。）

三　被相続人及び当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等が二以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める宅地等

イ　当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等と当該親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等とが同一である場合　当該一の宅地等

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等及び当該親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等

第四十条の二第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第四十条の二第十二項」を「第四十条の二第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第四十条の二第十二項」を「第四十条の二第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「宅地等は」を「部分は」に、「宅地等で」を「宅地等のうち」に、「もの（当該宅地等のうちに当該要件に該当する部分以外の部分があるときは、当該宅地等のうち当該要件に該当する部分の宅地等」を「部分（同号に定める要件に該当する同号に規定する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第五項の規定は、法第六十九条の四第三項第四号に規定する政令で定める部分について準用する。

第四十条の二第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第六十九条の四第三項第二号に規定する政令で定める部分は、同号に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、同号の被相続人の配偶者が相続若しくは遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分又は同号に定める要件に該当する部分（同号イからハまでに掲げる要件に該当する同号に規定する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限る。）とする。

第四十条の五第一項中「及び次条」を削り、同条第五項第一号中「特定受贈者の」の下に「配偶者及び」を加え、同項第二号中「配偶者及び直系血族」を「前号に掲げる者」に改め、同項第四号中「当該特定受贈者の配偶者及び」を削り、同条第六項中「及び次条」を削る。

第四十条の七第六項の表中「係る同法」を「係る相続税法」に改め、同条第十四項中「第十七項」を「第十八項」に改める。